

砂防法

(明治30.3.30) 最近改正 平成22.3.31 法20号

1. 砂防指定地内における一定の行為の制限

(1) 砂防指定地

砂防指定地とは、治水上砂防のための砂防設備（例・砂防ダム）を要し、又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した一定の土地の区域をいいます。

(2) 制限の内容（法第4条）

砂防指定地内において土地の掘さく、工作物の新築等の行為を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

砂防指定地内の規制は都道府県規則に委任されているが、各都道府県では概ね地すべり等防止によるほた山崩壊防止区域内における制限と同程度の制限をしています。

(3) 確認方法

確認のためには、直接現地に出向いて標識等をみるとともに、都道府県の担当部局（当該地区の土木事務所）で砂防指定地台帳を閲覧することができます。